

2025年度 須坂市都市計画マスタープラン改訂業務委託 仕様書

(適用範囲)

第1 本仕様書は、須坂市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）へ発注する2025年度 須坂市都市計画マスタープラン改訂業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。

(準拠する法令等)

第2 本業務は、本仕様書の定めによるほか、次に示す各種法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法
- (3) 須坂市の関係条例・諸規則
- (4) その他関係法令等

(提出書類)

第3 乙は契約締結後、速やかに次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 技術者通知書・経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他甲が指示するもの

(関係機関の諸手続き)

第4 本業務を遂行するために必要な関係機関に対する諸手続きは、乙の責任において処理するものとする。

(貸与資料等)

第5 本業務遂行のために必要な資料等を乙へ貸与するものとし、資料等の取り扱い及び保管にあつては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。なお、業務完了後及び甲が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

(紛争の回避)

第6 本業務を遂行するにあたり、第三者の土地に立ち入る際は、甲が発行する身分証明書を絶えず携帯し、住民との無益なトラブルを起こさぬよう十分に留意するものとする。

- 2 乙は作業終了後、速やかに身分証明書を甲に返却しなければならない。
- 3 業務遂行中、第三者により受け、又は与えた損害は、契約書に記載されている事項以外は乙において負担するものとする。また、甲に発生自由及び処理経過・結果を文書にて報告するものとする。

(品質管理)

第7 乙は業務の進捗状況を随時甲に報告し、適切な工程管理を実施するとともに、品質管理を行うものとする。

(秘密の保持)

第8 乙は契約期間終了後、又は契約解除後であっても、本業務により知り得た情報を他に利用してはならないものとする。また、乙は情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の紛失、盗難、外部への漏えい等の事故のないように慎重に取り扱いかつ管理運用を行うものとする。

(完了検査)

第9 乙は本業務の完了後、すみやかに成果品を甲に提出し、検査を受けるものとする。

(成果品の帰属)

第10 成果品の帰属はすべて甲とし、許可なく他に公表・貸与・譲渡・使用してはならない。

(疑義)

第11 本仕様書に関して疑義が生じた事項については、甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。なお、この協議・打合せ事項内容については記録簿を作成し、その都度甲の承認を得るものとする。

(履行期間及び納入場所)

第12 本業務の履行期間は、着手の日から2027年3月15日までとし、納入場所は、須坂市役所まちづくり推進部まちづくり課とする。

(対象区域)

第13 本業務の対象区域は、須坂市全域とする。

(業務内容)

第14 本業務の業務内容は次のとおりとする。

【2025年度】

(1) 計画準備(1年目)

本業務の実施にあたり、目的等を十分に把握したうえで、業務内容や業務スケジュール、作業体制等の検討を行う。

(2) 須坂市の都市づくりに係る現況分析

1) 都市づくりを取り巻く潮流の整理

2019年以降の都市づくりに関わる国等の政策動向や、これからの都市づくりに影響を及ぼすと考えられるマクロ的な社会経済情勢について整理する。

2) 上位・関連計画の整理

2019年以降に策定された須坂市都市計画マスタープランの上位・関係計画を整理する。また、策定中の計画については、策定状況を適宜把握し、整理する。

3) 都市構造等の現況分析

定量的なデータ分析に基づいて、須坂市が広域的に果たしている役割を整理する。また、都市計画基礎調査等を活用し、須坂市の現況（人口、産業、土地利用、都市施設、自然環境等）を分析する。

4) 都市計画マスタープランの進捗状況の調査

須坂市都市計画マスタープランの方針及び施策について進捗状況を調査し、完了や継続など、今後の方針について整理するとともに、方針実現及び施策推進にあたっての課題を整理する。

(3) 市民意識調査

須坂市都市計画マスタープランの見直しに向け、まちづくりへの評価等についての市民の意向・意見を把握する。対象者は3,000人を予定し、既存の意識調査結果を活用する。受注者は、入力済みデータの整理及び分析を行う。

(4) 計画課題の整理

(2)～(3)の調査結果を踏まえ、現行計画における分野別課題、地区別課題を検証し、必要に応じて見直しを行う。

(5) 都市づくりの目標の見直し

(2)～(4)の調査結果を踏まえ、まちづくりの目標、将来都市構造について見直しを行う。また、将来目標フレームについて、須坂市総合計画改訂作業との整合を図る。

(6) 各種会議等運営支援

1) 須坂市都市計画マスタープラン庁内検討会議

庁内調整を図る場として庁内検討会議を開催するにあたり、資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行う（1回）。

2) 須坂市都市計画審議会

都市計画マスタープランの検討状況に対する意見聴取の場として都市計画審議会を開催するにあたり、資料の作成を行う（1回）。

(7) パブリックコメント（1年目）

本計画の中間報告について、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実

施するにあたり、掲載案の作成及び意見についての回答支援を行う（1回）。

（8）中間報告書とりまとめ

2025年度の検討内容を報告書として取りまとめる。

（9）打合せ協議

業務の進捗に合わせて、打合せ・協議を行う（5回）。

【2026年度】

（1）計画準備（2年目）

本業務の実施にあたり、目的等を十分に把握したうえで、業務内容や業務スケジュール、作業体制等の検討を行う。

（2）全体構想の見直し

2025年度の検討結果を踏まえるとともに、各種会議やパブリックコメント（1年目）における意見を反映した全体構想の見直しを行う。

（3）地区別構想の見直し（8地区）

2025年度の検討結果を踏まえるとともに、全体構想との整合を図りながら、地区別構想の見直しを行う。

（4）実現化方策の検討

都市計画マスタープランの実現に向けて、上位・関連計画との整合を図りながら、今後取り組むべき重要なテーマを設定し、重点施策の整備プログラムを検討するとともに、具体化にあって解決すべき課題を整理する。

（5）各種会議等運営支援

1）須崎市都市計画マスタープラン庁内検討会議

庁内調整を図る場として庁内検討会議を開催するにあたり、資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行う（1回）。

2）須崎市都市計画審議会

都市計画マスタープランの検討状況に対する意見聴取の場として都市計画審議会を開催するにあたり、資料の作成を行う（1回）。

3）関係機関協議

都市計画マスタープランの全体構想、地区別構想、実現化方策をとりまとめる過程において、庁内外の関係機関との協議のための資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行う（2回）。

(6) パブリックコメント（2年目）

本計画の改訂素案について、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施するにあたり、掲載案の作成及び意見についての回答支援を行う（1回）。

(7) 都市計画マスタープラン改訂版とりまとめ

2025年度及び2026年度の検討結果を踏まえて、須坂市都市計画マスタープラン及び概要版の印刷原稿を作成する。

(8) 報告書とりまとめ（2か年分）

2025年度及び2026年度の検討内容を報告書として取りまとめる。

(9) 打合せ協議

業務の進捗に合わせて、打合せ・協議を行う（5回）。

（成果品）

第15 本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 中間報告書 1部
- (2) 業務報告書 1部
- (3) 都市計画マスタープラン（計画書）100部
- (4) 都市計画マスタープラン（概要版）500部
- (5) (1)～(4)までの電子データ 1式